

長期優良住宅の認定申請書を提出する際のお知らせ

長期優良住宅の認定申請書を提出するにあたって、以下の点をご確認ください。ご不明な点がございましたら、下記のお問合せ先にご連絡ください。

【事前確認】

- ☐ 小屋裏物置等がある場合、建築確認申請書の提出前に建築指導課審査担当（建築指導課審査担当：03-5803-1263）へご相談ください。
- ☐ 景観法に基づく行為の届出に係る手続き（住環境課景観担当：03-5803-1240）を終了しておいてください。
- ☐ 敷地面積 200 ㎡以上の場合、文京区みどりの保護条例（みどり公園課緑化係：03-5803-1254）に基づく緑化計画書の提出に係る手続きを終了しておいてください。
- ☐ 土砂災害特別警戒区域外であることを確認してください。
- ☐ 少なくとも一つの階の床面積が 40 ㎡以上（階段除く）で、床面積の合計が 75 ㎡以上であることを確認してください。
- ☐ 図面にはそれぞれの設計者の記名をしてください。（正本・副本）

【提出書類】紙ファイルに綴じ、正副2部

※ご提出の際は、調査担当が在籍していることを電話確認（03-5803-1266）して、ご来庁ください。

- ・認定申請書
- ・委任状（代理人申請の場合）※様式は任意、印はなくても可能
- ・確認書（写）または住宅性能評価書（写）
- ・景観計画区域内における行為の届出書（写）
- ・文京区景観づくり条例に基づく事前協議事項と協議結果（写）
- ・緑化計画書（写）（敷地面積 200 ㎡以上の場合）
- ・建築基準法による確認済証（写）
- ・確認申請第1面～第6面（写）
- ・維持保全計画
- ・図面等（付近見取図、配置図、平面図、立面図、断面図又は矩計図、求積図）

《お問い合わせ先》

文京区都市計画部建築指導課調査担当

TEL:03-5803-1266

E-mail:b403500@city.bunkyo.lg.jp